

3. 別表1・適用額明細書の各項目と入力画面の対応

別表1と適用額明細書の各項目と入力画面の対応関係は、以下のとおりです。

Point 別表1・適用額明細書の各項目と入力画面の対応

別表1、適用額明細書の各項目は、以下の画面で入力します。

■別表1

令和 年 月 日 品川 税務署 長 殿		所 管 課 目 通算グループ 整理番号		※ 青色申告 一連番号	
納税地 東京都千代田区〇〇1-1 電話(03) 1234 - 5678 (フリガナ) チヨウセイダカブシキカイシャ	通算親法人 整理番号	整理番号			
法人名 千代田製造株式会社	法人区分 非中小法人	事業年度(至)			
法人番号	事業種目	売上金額			
(フリガナ)	期末現在の資本金の額又は出資金の額 10,000,000,000 円	申告年月日			
代表者	同非区分 特定同族会社 同族会社 非同族会社	処理年月日			
代表者住所	旧納税地及び旧法人名等	申告区分			
添付書類		法人税 中納 期決 修正 地方 中納 期決 修正			
令和 4 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 確定 申告書		適用額明細書 提出の有無 (有) (無)			
令和 5 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書		税理士法第30条 有 税理士法第33条 有			
(中間申告の場合 令和 年 月 日)		税理士法第30条 有 税理士法第33条 有			

～省略～

法人税額 37		利益の配当 (剰余金の分配)の金額	
外国税額の控除額 (35)-(36)-(37)のうち少ない金額 38		課税時価の最終 後の分配又は 引渡しの日	
差引地方法人税額 (35)-(36)-(37)-(38) 39	12998000	還付を受ける 金融機関等	銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・協同 本所・支所
中間申告分の地方法人税額 40		口座番号	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号
差引確定(中間申告の申告はその 地方法人税額と異なり、申告は、(39)-(40) (申告は、(43)へ記入) 41	12998000	※税務署処理欄	

項目	入力画面
提出年月日	メニュー704＞[提出年月日]欄
税務署名、代表者名、代表者住所、事業種目、同非区分、旧納税地及び旧法人名等、還付を受けようとする金融機関等	メニュー301・402＞[1・2：納税地・株主等の明細(必須)]WS
納税地、法人名、法人番号、非中小法人	メニュー101＞[基本情報の登録]＞[基本情報①]タブ
期末現在の資本金の額又は出資金の額	メニュー301・403＞[5(1)：資本金等の額]WS
添付書類	メニュー402＞[1・3：法人税額の計算基礎(必須)]WS ＞[添付書類]タブ
売上金額 決算確定の日 税理士法第30条の書面提出 税理士法第33条の2の書面提出	メニュー402＞[1・3：法人税額の計算基礎(必須)]WS ＞[法人税額の計算基礎]タブ
適用額明細書提出の有無	適用額明細書を作成した場合に「有」を丸囲み
税理士署名	印刷不可(自署とされているため)

■適用額明細書

項目	入力画面
提出年月日	メニュー704＞[提出年月日]欄
税務署名 事業種目 業種番号	メニュー301・402＞[1・2：納税地・株主等の明細(必須)]WS
納税地 法人名 法人番号	メニュー101＞[基本情報の登録]＞[基本情報①]タブ
期末現在の資本金の額又は出資金の額	メニュー301・403＞[5(1)：資本金等の額]WS
所得金額又は欠損金額	別表4から自動転記
提出枚数	自動計算
提出区分(当初提出分・再提出分)	メニュー704＞[適用額明細書の提出区分]